

負担限度額認定の随時判定

【随時判定】

負担限度額認定の判定を受けた後、次の変更・変動が生じた場合には、再度判定を行い、支給の可否が変わる場合があります。

状況の変更により支給要件を満たすこととなることが見込まれる場合は、再度申請をしていただく必要があります。

- ①世帯構成の変更 … 転入・転出・転居・死亡等による世帯の課税状況の変更
- ②配偶者の状況の変更 … 配偶者の死亡、離婚・婚姻による要件の適合状況の変更
- ③預貯金等の額の変動 … 本人及び配偶者の預貯金等の額の変動

①	世帯課税から世帯非課税となる場合	申請をすることで適用になる場合があります
②	世帯非課税から世帯課税となる場合	事実が生じた日の翌月から適用外になります
②	預貯金等が要件を満たすようになった場合	申請をすることで適用になる場合があります
③	預貯金等が要件を満たさなくなった場合	事実が生じた日の翌月から適用外になります

【変更後の適用】

申請日における世帯状況・課税状況等に基づいて判断し、負担限度額認定が適用となる場合は、申請日の属する月の初日に遡って適用します。適用外となる場合は、事実が生じた日の翌月の1日から適用外となります。

【差額の調整】

要件の状況の変更により、支給の可否に訂正があった場合は、事実を把握した時点で速やかに再度負担限度額認定を行い、正しい負担限度額となるように差額の調整が行われます。

- ・支給対象になる場合は、速やかに申請をしてください。やむを得ない事情がない限り申請月の初日からの適用となります。
- ・支給対象外となる場合は、事実が生じた月の翌月の1日に遡って、差額を調整いたします。